

特記仕様書

土 木
設計業務

設計名称

大熊町西大和久地区基盤整備実施設計業務

令和 8 年 3 月

独立行政法人都市再生機構
東北震災復興支援本部 福島復興支援部

特記仕様書

第 1 章 総則

1-1 適用

本特記仕様書は、『大熊町西大和久地区基盤整備実施設計業務』（以下「本業務」という。）に適用する。

本業務の実施に当たっては、本特記仕様書によるほか、「土木設計業務等共通仕様（平成 28 年 7 月版）」（以下「共通仕様書」という。）による。

共通仕様書は閲覧に供する。

1-2 設計対象範囲

設計範囲は、別図-1 に示す範囲（業務範囲）の約 23.3ha とする。

設計範囲：福島県双葉郡大熊町大字小入野字西大和久及び大字熊字新町地先

1-3 履行期間

契約締結日の翌日 から 令和 10 年 2 月 29 日

一部完成日（第 1 次）；令和 9 年 3 月 19 日

一部完成範囲；2-2 設計項目（1）～（5）

（工事発注に必要な図面、数量計算書）

1-4 管理技術者

管理技術者は、共通仕様書 1.1.7 の定めのほか、下記の①に示す条件を満たすものであり、②の実績要件を有する者とする。

なお、管理技術者は原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、調査職員と協議を行うものとする。

① 下記のいずれかの資格を有し、登録を行っている者であること。

1) 技術士「総合技術監理部門（建設）」

2) 技術士「建設部門」（選択科目は「道路」、「都市及び地方計画」、「上下水道部門」（選択科目は「下水道」）

3) R C C M（専門技術部門は「道路」、「都市計画及び地方計画」、「下水道」）

4) 土木学会認定土木技術者（特別上級、上級、1 級のいずれかとし、資格分野は「設計」）の資格認定証の交付を受けている者。

② 下記の同種業務又は類似業務の実績を有する者

- ・同種業務：国、地方公共団体、独立行政法人、民間企業等が施行する宅地造成事業※1 において、「a:道路、b:下水道（雨水又は汚水）、c:調整（節）池」の実実施設計の実績（※同一事業においてabcを履行）がある。

- ・類似業務：国、地方公共団体、独立行政法人、民間企業等が施行する宅地造成事業※1において、「a:道路、b:下水道（雨水又は汚水）、c:調整（節）池」のうち、いずれかの実施設計の実績がある。

※1 宅地造成事業

宅地造成事業とは、土地区画整理事業、新住宅市街地開発事業、工業団地造成事業及び住宅用地造成事業、開発行為等により行われる公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために行われる土地の区画形質の変更及び公共施設の新設等に関する事業をいう。なお、整地工事、排水工事及び道路工事が同一エリアで重層的になされ、かつ住宅等の用に供する宅地の品質及び施工精度が満たされているなど、宅地造成事業において一般的になされる工事と同等程度の事業と認められるものは宅地造成事業と同等のものとする。

1-5 照査技術者

共通仕様書 1.1.8 の照査に当たっては、照査技術者を配置するものとし、上記 1-4①に示す条件を満たすものとする。

照査の実施にあたっては、別に定める「土木工事設計照査要領」に基づき実施し、作成した資料は、共通仕様書 1.1.8 の 5 項に規定する照査報告書に含めて提出するものとする。

1-6 打合せ等

打合せは、共通仕様書 1.1.11 に基づき、下記の区切りにおいて行うものとする。なお、業務着手時と業務完了時には管理技術者が立ち会うものとする。

また、業務に関する打合せ記録の作成は受注者が行い、速やかに調査職員に提出し、打合せ内容、決定事項に誤りがないことを相互に確認するものとする。

項目	回数
(1)業務着手時	1
(2)中間時	20
(3)業務完了時	1

※積算業務の打合せ回数を含む。

1-7 照査技術者による照査の報告

照査技術者は、発注者の指示する業務の節目及び業務が完了したときは、照査について発注者に報告するものとする。

なお、照査技術者による照査の報告は 3 回（基本条件、細部条件、成果品）を想定している。

1－8 業務計画書

受注者は、業務計画書作成時に共通仕様書 1.1.12 の 2 項の定めのほか、屋外で設計業務を行う場合における安全管理について記載する。

1－9 現地踏査

受注者は、設計業務等の実施にあたり、共通仕様書 1.2.2 に基づき設計業務等対象敷地及び周辺の現地踏査を行ない、設計業務等に必要な現地の状況を把握するものとする。

受注者は、現地踏査を実施した場合には、現地の状況を示す写真と共にその結果をとりまとめることとする。

1－10 下請負等

- 1) 本業務請負契約書第 8 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは、共通仕様書 1.1.28 の第 1 項に示すとおりとする。
- 2) 本業務請負契約書第 8 条第 3 項に規定する「軽微な部分」は、共通仕様書 1.1.28 の第 2 項に示すとおりとする。
- 3) 受注者は、本業務請負契約書第 8 条第 3 項の規定により業務の一部（主たる部分を除く）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめその相手方の住所、氏名、下請負等を行う業務の範囲、下請負等の必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者に提出し、承諾を得なければならない。

なお、下請負等の内容を変更しようとするときも同様とする。

1－11 設計業務の成果

本業務の成果品は、共通仕様書 1.2.11 及び下表によるものとする。

(1) 成果品

項 目	サイズ	成果品数		
		観音製本	3 部	原図一式
(1) 実施設計図面	A3 版		3 部	原図一式
(2) 報告書等 ① 現地踏査報告書 ② 設計報告書 ③ 設計計算書 ④ 数量計算書 ⑤ 打合せ記録簿 ⑥ 照査報告書	A4 版	製本	3 部	原稿一式
(3) リサイクル計画書	A4 版			一式
(4) 法令等に基づく届出等チェックリスト	A4 版			一式
(5) 特定調達品目の判断基準等（公共工事）チェックシート	A4 版			一式
(6) その他調査職員の指				一式

示した報告書等				
---------	--	--	--	--

なお、報告書に使用するソフトは Windows における、Word、Excel とし、また、図面作成等については、AutoCad を使用し、報告書及び図面データを電子媒体（CD 等）にて提出するものとする。

※成果品納品時に成果品の全景写真及び、近景写真を提出すること。

（２）電子データ

電子データの作成については、下記基準（閲覧可）による。

１）適用基準

- ・土木設計業務等の電子納品要領（案）（平成 16 年 7 月）
- ・CAD による土木工事図面作成要領（案）（平成 16 年 7 月）
- ・福島県電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】（平成 30 年 4 月）

２）データの使用

- ・提出されたデータは、工事請負業者に貸与し、当該工事における施工図及び完成図の作成に使用する場合がある。

1-1-2 個人情報の取扱いについて

受注者は、当該業務の実施に係る「個人情報の取扱い」については共通仕様書 1.1.31 によるものとする。

また、「重要な情報及び個人情報の保護に関する特約条項第 2 条」に定める重要な情報等の保管場所、取扱場所、及び取扱場所から持ち出す場合等の手続き等については、下記のとおりとする。

- （１）保管場所は受注者事務所内とし、施錠できる場所に保管する。
- （２）取扱場所は受注者事務所内とし、取扱終了後は速やかに保管場所に返却し施錠する。
- （３）取扱場所から持ち出す場合は、事前に調査職員の了解を得、保管場所に返却後はその旨を報告する。
- （４）原則として携帯電話に業務に係る個人情報を登録しない。

第2章 設計業務

2-1 業務目的

本業務は、当該設計範囲において実施する『(仮称)大熊町西大和久地区基盤整備工事』の実施設計であり、西大和久地区の基本計画、基本設計等上位の計画、設計に基づき、各種検討や課題の整理、計画の立案等を行なうことにより設計図面等の適切な設計成果を得ることを目的として実施する。

2-2 設計項目

設計項目
(1) 道路実施設計
(2) 下水道(雨水・汚水)実施設計
(3) 調節池実施設計
(4) 農業用水路(切回し含)実施設計
(5) 緑地実施設計
(6) 関係機関協議資料作成

※別図-1に示す、町道東48号線、町道東74号線及びA街区道路において、無電柱化を実施する方針である。現在、無電柱化の実現に向け、関係機関及び事業者と協議・調整中の状況である。今後、下水道や農業用水路と占用位置の調整が必要になることから、設計条件等が整い次第、無電柱化の実施設計を本業務へ追加を予定する。

2-3 使用する技術基準等

本業務で使用する技術基準等は以下のとおりとする。

また、適用基準の最終決定は、自治体及び調査職員との協議による。

(1) 関係法令等

・都市計画法
・道路交通法
・建築基準法
・道路法
・下水道法
・富岡都市計画区域マスタープラン(平成16年5月)
・大熊町第三次復興計画(令和5年12月)
・その他関係法令

(2) 技術基準等(いずれも最新版を使用のこと)

道路構造令の解説と運用 公益財団法人日本道路協会(2021年3月)
土木設計業務等共通仕様書 UR都市機構(平成28年7月)
土木工事設計照査要領 UR都市機構(平成28年7月)

上記以外は土木工事設計照査要領の巻末の運用指針等一覧表を参照。

2-4 貸与する技術資料等

本業務で使用するため貸与する技術関係資料は次のとおりとする。

①西大和久地区基本設計業務 成果品（令和6年3月）
②西大和久地区修正基本設計業務 成果品（令和7年3月）
③西大和久地区詳細検討業務 成果品（令和7年3月）
④西大和久地区測量業務（令和6年3月）
⑤西大和久地区地質調査業務（令和6年3月）（大熊町）
⑥*西大和久地区修正基本設計（その2）業務 成果品 （令和8年5月（予定））
⑦*西大和久地区境界確定その他測量業務（令和8年6月（予定））

※業務完了後貸与する。

2-5 実施設計業務内容

共通仕様書第2編の各章の項に基づき、次の実施設計を行うものとする。なお、実施設計にあたっては、基本設計の成果を確認・整理して行うこと。

設計工種	特記事項（特に留意する点）	
道路設計 （実施）	設計条件等	<p>設計範囲については別図-1のとおり。</p> <p>○町道東19号線（歩道設計含）</p> <ul style="list-style-type: none"> 概略数量：W=14.0m、L=242m （地形：平地） 道路規格：第4種2級 設計速度：V=50km/h 断面構成：（単断面）車道 W=3m、歩道 W=2.5m （車線数：1～2車線） 暫定計画：無 植栽、照明設計、修景設計：無 軟弱地盤の路床入替：無 取付道路：無 横断設計：測点毎に実施 道路付帯構造物及び小構造物設計：有 <p>○町道東48号線（歩道設計含）</p> <ul style="list-style-type: none"> 概略数量：W=14.0m、L=410m （地形：平地） 道路規格：第4種3級 設計速度：V=40km/h 断面構成：（単断面）車道 W=3m、歩道 W=3.5m （車線数：1～2車線） 暫定計画：無 植栽、照明設計、修景設計：無 軟弱地盤の路床入替：無 取付道路：無 横断設計：測点毎に実施

		<ul style="list-style-type: none"> ・道路付帯構造物及び小構造物設計：有 ○町道東 74 号線（歩道設計含） <ul style="list-style-type: none"> ・概略数量：W=12.0m、L=269m （地形：平地） ・道路規格：第4種 3 級 ・設計速度：V=40km/h ・断面構成：（単断面）車道 W=3m、歩道 W=2.5m （車線数：1～2車線） ・暫定計画：無 ・植栽、照明設計、修景設計：無 ・軟弱地盤の路床入替：無 ・取付道路：無 ・横断設計：測点毎に実施 ・道路付帯構造物及び小構造物設計：有 ○A 街区道路（歩道設計無） <ul style="list-style-type: none"> ・概略数量：W=12.0m、L=124m （地形：平地） ・道路規格：第4種 4 級 ・設計速度：V=30km/h ・断面構成：（単断面）車道 W=3m （車線数：1～2車線） ・暫定計画：無 ・植栽、照明設計、修景設計：無 ・軟弱地盤の路床入替：無 ・取付道路：無 ・横断設計：測点毎に実施 ・道路付帯構造物及び小構造物設計：有 ○町道東 29 号線（歩道設計含） <ul style="list-style-type: none"> ・概略数量：W=12.0m、L=523m （地形：平地） ・道路規格：第4種 2 級 ・設計速度：V=40km/h ・断面構成：（単断面）車道 W=3m、歩道 W=2.5m （車線数：1～2車線） ・暫定計画：無 ・植栽、照明設計、修景設計：無 ・軟弱地盤の路床入替：無 ・取付道路：無 ・横断設計：測点毎に実施 ・道路付帯構造物及び小構造物設計：有 ○交差点実施設計 箇所数 8箇所 <ul style="list-style-type: none"> ・横断設計、小構造物設計：有 ・道路照明施設（交差点）の平面、構造設計（街路灯等）
	設計条件	☑道路区分、設計速度の設定

	<p>の設定 設計内容</p>	<p> <input checked="" type="checkbox"/>基本断面構成(幅員、歩道、車道、植栽等)の設定 <input checked="" type="checkbox"/>縦横断曲線半径、視距、縦横断勾配、設計荷重等基本条件の設定 <input checked="" type="checkbox"/>整備内容(水準)の設定 <input type="checkbox"/>路床の評価と対策工法の設定 <input checked="" type="checkbox"/>施工手順の設定と出会い工事との調整事項の整理 <input checked="" type="checkbox"/>断面構成(幅員、歩道、車道、植栽等)の設定 </p> <hr/> <p> 共通仕様書第 3.3.4 第 2 項に基づき、次の項目の設計を行うこと。 ① 設計項目 <input checked="" type="checkbox"/>設計計画、<input checked="" type="checkbox"/>現地踏査、<input checked="" type="checkbox"/>平面・縦断設計、<input checked="" type="checkbox"/>横断設計、 <input checked="" type="checkbox"/>道路付帯構造物設計、<input checked="" type="checkbox"/>小構造物設計、<input checked="" type="checkbox"/>舗装工設計、<input checked="" type="checkbox"/>設計図(路線図、平面図、縦断図、標準横断面、横断図、土積図、詳細図)、<input checked="" type="checkbox"/>数量計算、<input checked="" type="checkbox"/>照査、<input checked="" type="checkbox"/>報告書作成、<input checked="" type="checkbox"/>設計検討、<input checked="" type="checkbox"/>施工計画、<input checked="" type="checkbox"/>交差点設計 </p> <p> ② 設計検討 <input checked="" type="checkbox"/>舗装材料、<input checked="" type="checkbox"/>使用製品等の決定 <input checked="" type="checkbox"/>交差点の詳細設計(隅切り、安全施設) <input checked="" type="checkbox"/>道路構造物の平面図作成、<input checked="" type="checkbox"/>構造設計(街渠、排水施設、取付管、側溝、擁壁等の構造詳細) <input checked="" type="checkbox"/>舗装構造の設計(交通量区分、舗装構成の決定と根拠資料の作成) <input checked="" type="checkbox"/>道路土工の設計(土量計算、運土計画、使用機械、造成排水等工事との整合性) <input checked="" type="checkbox"/>歩道切下げ、宅地出入りの平面・構造設計 <input checked="" type="checkbox"/>段差処理等摺り付け検討 <input checked="" type="checkbox"/>道路照明施設(交差点)の平面、構造設計(街路灯等) <input checked="" type="checkbox"/>道路安全施設の設計(ガードレール、横断防止施設、標識、路面標示等) <input checked="" type="checkbox"/>道路埋設管位置調整、道路占用計画の作成 </p>
--	---------------------	--

	<p>③ 施工計画</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>緊急車両通行、工事車両進入路に関する検討</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>仮設道路計画検討</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>段階施工計画、工程管理計画検討</p> <p>④ 交差点設計</p> <p>共通仕様書第3.5.3第2項に規定する各項目に基づき、別図-1に示す箇所の交差点設計を行うこと。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>交差点設計：8箇所</p> <p>横断設計：有 小構造物設計：有</p>
--	---

設計工種	特記事項（特に留意する点）	
下水道設計 （実施）	設計条件等	<p>設計範囲については別図-2のとおり。</p> <p>○函渠設計</p> <p><雨水></p> <ul style="list-style-type: none"> ・管径φ1200mm未満（矩形渠） 延長L=約643m、工法：開削 ・管径φ1200mm以上（矩形渠） 延長L=319m、工法：開削 <p>特殊マンホール 25基 マンホール深 3.5m未満</p> <p><汚水></p> <ul style="list-style-type: none"> ・管径 φ1200mm未満 ・延長L=834m <p>・現地作業（マンホール位置・柵位置の選定等）：有</p> <p>・設計計画：有</p> <p>・各種設計：有</p> <p>・耐震設計：レベル1</p> <p>・報告書作成：有</p> <p>○仮設計画等検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮設構造物詳細設計（切梁式（2段）、2箇所）
	設計条件の設定	<p><input checked="" type="checkbox"/>計画原単位設定（汚水発生原単位（時間最大、日最大等）、汚水処理場処理能力、降雨強度、流出係数等）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>基本条件設定（雨水排水条件、最小管径、管種、人孔種、間隔、最低土かぶり、勾配、人孔段差等）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>汚水発生計画人口年度別調書の作成（暫定処理場、処理場施設追加整備等の検討を含む）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>地区外雨水排水施設整備状況、計画状況等の整理</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>地区界処理条件設定（雨水落ちこぼれ分等）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>環境対策条件設定（地下水等）</p>

	設計内容	<p>共通仕様書第 4.2.4 項に基づき、次の項目の設計を行うこと。</p> <p>① 設計項目</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>位置図、<input checked="" type="checkbox"/>系統図、<input checked="" type="checkbox"/>平面図、<input checked="" type="checkbox"/>詳細平面図、<input checked="" type="checkbox"/>縦断面図、<input checked="" type="checkbox"/>横断面図、<input checked="" type="checkbox"/>構造図、<input checked="" type="checkbox"/>仮設図、<input checked="" type="checkbox"/>各種計算、<input checked="" type="checkbox"/>数量計算、<input checked="" type="checkbox"/>報告書、<input checked="" type="checkbox"/>設計検討、<input checked="" type="checkbox"/>仮設計画等検討、<input checked="" type="checkbox"/>撤去平面図、<input checked="" type="checkbox"/>撤去構造図</p> <p>② 設計検討</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>工事範囲の確定</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>下水道基本設計の確認検討</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>管基礎構造の検討と構造計算書の作成</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>山留め構造の検討と構造計算書の作成</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>各種詳細部分の検討と設計図書の作成</p> <p>② 仮設計画等検討</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>仮設構造物詳細設計（切梁式 2 段 2 箇所）</p> <p>下水道整備に必要な仮設の比較検討を実施する。設計内容に変更がある場合は、設計変更の協議対象とする。</p>
設計工種	特記事項（特に留意する点）	
調節池設計（実施）	設計条件等	<p>設計範囲については別図-3 のとおり。</p> <p>○ 1 号調節池（恒久施設）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 躯体の型式：堤体式 ・ 貯留量：約 16,000m³ ・ 集水面積：22.83ha <p>○ 2 号調節池（恒久施設）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 躯体の型式：掘込式 ・ 貯留量 約 558 m³ ・ 集水面積：1.15ha
	設計条件の設定	<p><input checked="" type="checkbox"/>基本条件の設定（流域、雨水排水条件、計画規模、降雨強度、流出係数、到達時間等）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>雨水流出量増加分詳細計算（下流への影響、地区内外の洪水対策）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>地区外放流管渠、河川、水路整備状況、計画状況調査確認等</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>施工条件の設定（騒音、振動、地下水、近隣等）</p>

設計内容	<p>共通仕様書第 8.2.2 第 2 項に基づき、次の項目の設計を行うこと。</p> <p>① 設計項目</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>設計計画、<input checked="" type="checkbox"/>現地踏査、<input checked="" type="checkbox"/>基本事項の決定(配置計画、躯体構造形式、基礎形式等)、<input checked="" type="checkbox"/>構造物等の設計(設計条件、本体工、場内整備、土工設計)、<input checked="" type="checkbox"/>施工計画、<input checked="" type="checkbox"/>仮設構造物設計、<input checked="" type="checkbox"/>数量計算、<input checked="" type="checkbox"/>照査、<input checked="" type="checkbox"/>報告書作成、<input checked="" type="checkbox"/>設計検討、<input checked="" type="checkbox"/>放流部設計、<input checked="" type="checkbox"/>仮設設計、<input checked="" type="checkbox"/>地下水位対策検討</p> <p>② 設計検討</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>工事範囲の確定</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>各種詳細部分の検討と設計図書の作成</p> <p>③ 調節池設計</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>調節池流入量の計算(流入ハイドログラフ、計画洪水流量)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>調節池計画の決定(計画高水位、調節容量、湛水面積、堆砂容量等)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>堤体、擁壁設計(堤体高、堤体形状、法勾配、擁壁構造等)</p> <p>調節池については、基本設計において、堤体+擁壁の構造としている。調節池設計において、下記の擁壁についても検討すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・逆 T 式擁壁 (1 箇所) 高さ 10m 以下、1 断面延長 500m 以下 ・適用基準の決定 ・土質定数の設定(土圧計算、基礎の支持力計算、地盤の安定、沈下検討等) ・荷重条件の設定(載荷重、土圧、水圧、浮力、風荷重、衝突荷重等) ・標準設計活用の可能性検討 ・地震時の評価の必要性検討 ・基礎工の検討 ・構造設計 (構造計算及び図面作成) <p><input checked="" type="checkbox"/>放流施設設計(オリフィス、放流管等)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>その他構造細目(管理用道路、池内排水施設、遮水工、占用施設等)</p> <p>④ 調節池下流排水路設計</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>構造設計(平面、縦断、横断設計、構造設計、安定性設計、附帯施設設計)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>下流暗渠への接続方法検討</p> <p>⑤ 仮設設計</p>
------	---

		<input checked="" type="checkbox"/> 山留設計に係る土質定数(単位体積重量、粘着力、内部摩擦角等)整理、地下水対策(低下工法等)設計 <input checked="" type="checkbox"/> 現況水路等の仮設排水路設計(断面、勾配、流路) <input checked="" type="checkbox"/> 既設下流排水路と接続工法設計(既設下流水路構造図確定、山留工、水替え等)
--	--	--

2号調節池の設計については、下記の歩掛で実施することを想定する。

技師長:0.5人、主任技師:7.5人、技師A:13.0人、技師B:13.0人、技師C:25.0人

設計工種	特記事項(特に留意する点)	
農業用水路実施設計	設計条件等	設計範囲については別図-3のとおり。 ・数量:L=793m 開水路 Q<2 m ³ /s
	設計内容	① 現地調査 ・用水路設計に必要な現地調査を行い取り纏める。 ② 資料の検討 ・実施設計のための資料収集及び貸与資料の内容を把握する。 ③ 設計計画 ・基本条件の検討 詳細実測資料に基づき水理構造条件を決定する。 ・水路タイプ及び断面形状の検討 水路タイプ及び実施断面の詳細を決定する。 ④ 水理検討 ・水理計算 各種損失水頭の計算及び実施断面毎の水理計算を行う。 ・水理縦断面作成 詳細水理縦断面図を作成する。 ⑤ 構造計算 平常時、施工時の荷重状態を考慮のうえで、最大荷重となる断面を対象に構造計算を行う。 ⑥ 構造図作成 全断面の構造一般図並びに構造配筋図、鉄筋加工図、その他バレル割、ドレーン等の構造詳細図、安全施設の詳細図を作成する。 ⑦ 平面縦断面図作成 平面縦断面図に全タイプの位置及び断面の表示区分、安全施設、管理施設等を記入する。 ⑧ 土工図作成 土工横断面図を作成し、施工法区分(単価区分)毎の切盛土量、法面保護工長、用地幅等の詳細を記入する。 ⑨ 数量計算 工区毎、施工法区分毎、タイプ毎のコンクリート、附帯

設計工種	特記事項（特に留意する点）	
		工材料、仮設工材料等の詳細数量計算をする。 ⑩ 施工計画 施工基本方針の検討、土工計画、コンクリート打設計画、工事用道路計画、仮排水計画、仮土留計画、全体工程計画等の作成をする。 ⑪ 総合検討 上記の各作業について総合的に検討し、工事実施にあたる課題・申し送り等を取り纏める。 ⑫ 照査 照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。 ⑬ 点検とりまとめ 成果資料の点検及び取り纏めを行い、報告書を作成する

農業用水路の設計については、下記の歩掛で実施することを想定する。

主任技師：7.0人、技師 A：11.4人、技師 B：10.7人、

技師 C：11.0人、技術員：16.6人

設計工種	特記事項（特に留意する点）	
緑地実施設計	設計条件等	設計範囲については別図－3、4のとおり。 ・数量：A=0.9ha（W=5.0m～11m、L=約1,300m） ※積極的に緑化するのではなく、法面保護のために種子吹付程度を行うと同時に、法面および必要に応じて地区外からの雨水排水を行う緩衝緑地を想定している。
	設計内容	① 与条件の細部検討 整備方針・内容の確定に必要な整備方針案の策定及び整備内容の比較検討を実施する。 大熊町との協議結果を踏まえ、整備方針・内容の確定、法面の処理検討、排水処理の検討、民地との境界処理の検討等を行う。 ② 諸施設の検討及び設定 ①の検討を踏まえ、排水施設や管理用通路等、諸施設の検討及び設定を行う。 ③ 実施設計図作成 上記①②をもとに、植栽基盤造成実施設計図の作成、諸施設（排水施設、管理用通路等）の実実施設計図作成、植栽実施設計図の作成 ④ 数量計算書の作成

緑地実施設計については、下記の歩掛で実施することを想定する。

技師長：1.1人 主任技師：2.9人、技師 A：4.6人、技師 B：6.0人

技師 C：3.2人、技術員：5.3人

2-6 管理者協議等

○協議図書作成

2-5の検討をもとに下記の関係機関協議（想定）の協議資料を作成

特記事項（作成協議図書）
<ul style="list-style-type: none">・大熊町（管理者協議（道路、下水道、調節池、農業用水路、緑地）・大熊町土地改良区・福島県（管理者協議（道路））・国土交通省（管理者協議（道路））・福島県警察（交通管理者）

2-7 設計図書の作成

本業務で得た成果をもとに、共通仕様書第2編に基づき設計図面を作成し、成果品を提出するものとする。

第3章 その他

3-1 中間成果の提出

業務履行中、調査職員により中間提出を求められた場合、速やかに成果を提出するものとする。

3-2 業務対象箇所への立ち入り

受注者は、現地調査等により業務対象箇所に立ち入る場合は、共通仕様書 1.1.16に基づいて行い、事前に調査職員へ箇所、日時、内容等を説明し了解を得るものとする。

3-3 疑義等

本特記仕様書の記載事項に疑義や変更が生じた場合は、調査職員と管理技術者が協議し、決定するものとする。

3-4 訂正時の措置

受注者は、業務終了後といえども受注者の過失、疎漏に起因する不良個所が発見された場合には、発注者の指示により訂正補足、その他の措置を行うものとする。

3-5 法令等に基づく届出等チェックリストについて

受注者は、当該業務における法令等に基づく届出等の調査を行い、「届出等チェックリスト」（別紙-1）を必要に応じ加筆・修正し、同チェックリスト中の「設計者」欄に「○」印を記入すること。また、届出等が不要なものについて同チェックリスト中の「設計者」欄に「-」印を記入の上、設計図書等と併せ、成果品として提出すること。

3-6 提出書類仕様

受注者は、仕様書 1.2.12 に基づき提出書類作成に当たっては、グリーン購入法の規定に基づく再生紙を使用するものとする。

3-7 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

受注者は、共通仕様書 1.1.36 に基づき適切な対応を図るものとする。

3-8 グリーン購入法への対応について

受注者は、当該業務の実施にあたり物品使用の検討では共通仕様書 1.2.12 の 2 項に基づき環境への負荷が少ない環境物品等の採用の推進に向けて提案を行う。

国等が定める特定調達品目調達ガイドライン(案)に基づき調達の可能性について検証し、チェックシート(別紙-2)にて報告すること。

また検証結果に基づき、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等を確認し、可能な品目については積極的に調達の推進に向けて提案を行う。なお、調達を実施する品目については、設計図書に明記し、使用に際しての留意事項等を記載すること。

3-9 低価格による受注に関する調査について

落札価格が予定価格の 10 分の 7 を乗じて得た額を下回ったときは、落札価格、業務履行体制及び業務履行状況等に関する調査を、実施する。

3-10 土木設計業務成績評定について

本業務は、業務成績評定対象業務である。受注者には、業務完了後業務成績評定点を通知する。

なお、付与した業務成績評定点は、将来業務発注時に価格以外の評価項目として使用することがある

3-11 積算基準

本業務に関する積算基準は閲覧に供する。

3-12 ウィークリースタンスの実施について

①本業務の実施にあたっては、業務環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。

②ウィークリースタンスの実施にあたっては、ウィークリースタンス実施要領(別紙3)に基づき、調査職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

3-13 直接人件費算定の目安

技術者の直接人件費算定の目安となる業務量は、標準的な技術者(※)に換算

すると概ね 1167 人・日程度

※標準的な技術者は、業務の中心を担う職階として、仕様書に示した内容に対し、上司等の指導の下、経験を踏まえ主体的に一般的な業務を実施できる職階相当を想定。

3-1-4 別図の業務範囲等について

別図に示す業務範囲等は事業計画認可上事業区域と異なり、現時点で想定される変更（予定）内容を踏まえたものとする。

別図－1



別図－2

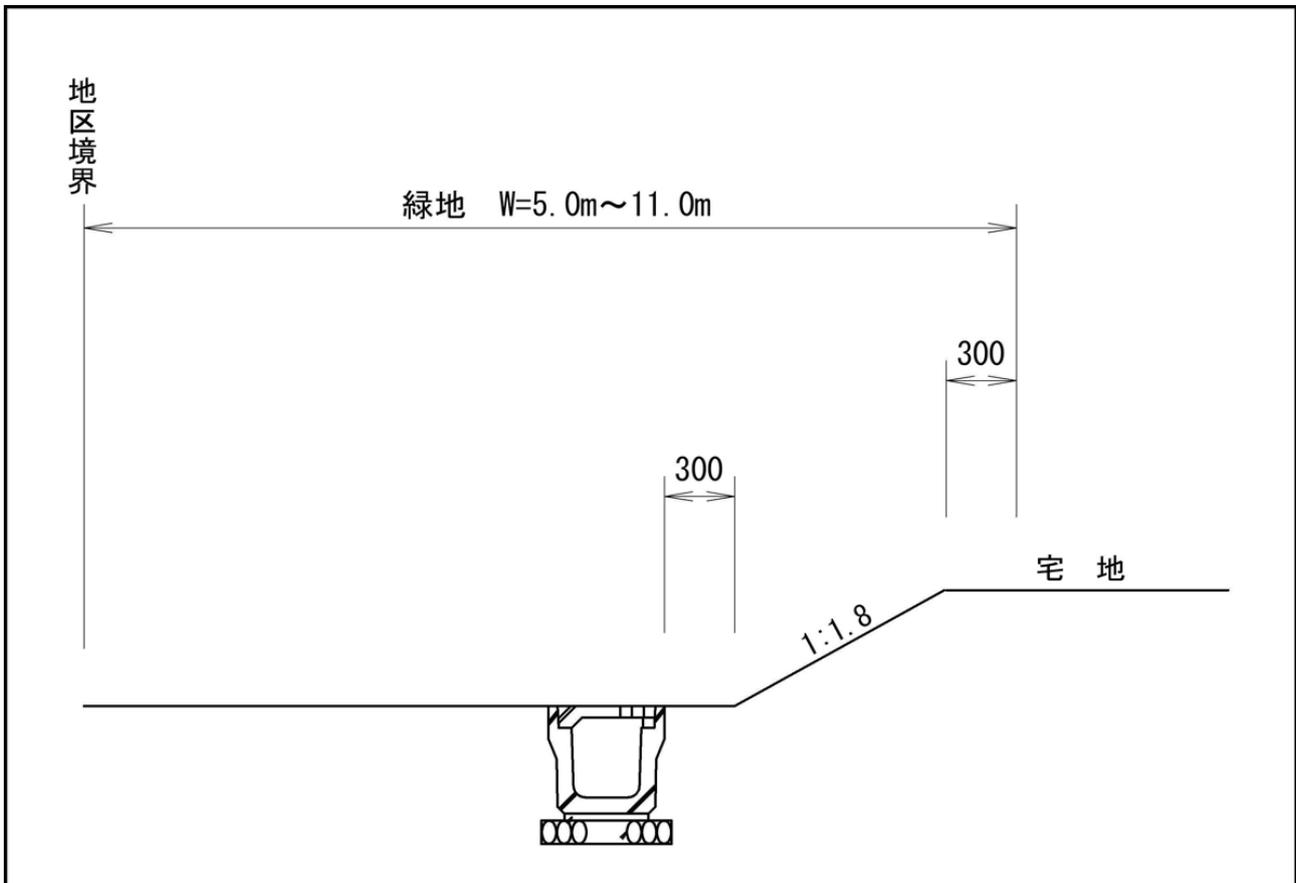


別図－3



別図-4

【地区界部緑地について（イメージ図）】



法令等に基づく届出等チェックリスト (基盤)

設計名称: _____ 設計者: _____ 印
 工事件名: _____ 建設業者: _____ 印

No.	届出等書類名称	根拠法令	届出等提出先	届出等提出者	適用にあたっての留意事項	設計者記入欄	建設業者記入欄	提出先への届出日
	・各支社からのヒアリングに基づき、共通的な名称、提出先、提出者、適用を記載しており、届出にあたっては、所轄行政庁により異なるので注意 ・条例等については、地元自治体にあわせ、修正すること ・届出等に不足があれば、追記すること							
口法関連								
◇道路法								
1	道路自費工事申請書	道路法第24条	道路管理者	支社長				
2	道路占用許可申請書	道路法第32条	道路管理者	支社長				
3	交通管理者協議	道路法第95条の2	公安委員会	支社長				
◇道路交通法								
4	道路標識移設(撤去)承認申請書	道路交通法第4条	交通管理者	支社長				
5	道路使用許可申請	道路交通法第77条	交通管理者	支社長				
◇建築基準法								
6	建築物除却届け	建築基準法第15条	知事等	支社長				
7	計画通知書	建築基準法第18条	建築主事	支社長				
8	特定工程工事終了通知書	建築基準法第18条	建築主事	支社長				
9	道路位置指定等関係申請書	建築基準法第42条	知事等	支社長				
10	工作物の申請	建築基準法第88条	建築主事	支社長				
◇河川法								
11	河川法許可申請 (河川管理者以外の者の施工する工事等)	河川法第20条	河川管理者	支社長				
12	河川法許可申請 (流水の占用の許可)	河川法第23条	河川管理者	支社長				
13	河川法許可申請 (土地の占用の許可)	河川法第24条	河川管理者	支社長	河川区域を確認すること			
14	河川法許可申請 (工作物の新築等の許可)	河川法第26条	河川管理者	支社長	河川区域を確認すること			
15	河川法許可申請 (土地の掘削等の許可)	河川法第27条	河川管理者	支社長	河川区域を確認すること			
16	河川法許可申請 (河川保全区域における行為の制限)	河川法第55条	河川管理者	支社長	河川保全区域を確認すること			
◇都市計画法								
17	開発協議申請関連	都市計画法29条等 (34条の2)	知事等	支社長				
18	公共施設管理者協議書	都市計画法第32条	公共施設管理者	支社長				
	地区計画等の区域内における建築等の届出	都市計画法第58条の2	市長等	支社長				
>消防法								
	特定水利変更等届出書	消防法	消防署長等	支社長				
	防火水槽設置届け	消防法	消防署長等	支社長				
	駆用設備等設置届出書	消防法	消防署長等	支社長				
>測量法、国土調査法								
	測量標・測量成果の使用承認申請	測量法第28条、30条	国土地理院の長	支社長				
	測量成果の交付申請	測量法第28条	国土地理院の長	支社長				
	測量実施計画書	測量法36条	国土地理院の長	支社長				
	測量成果提出	測量法40条	国土地理院の長	支社長				
	測量成果の使用承認申請書	測量法第44条	測量計画機関	支社長				
	測量成果の認証申請	国土調査法第19条	国土交通大臣	支社長・理事長				
◇文化財保護法								
29	埋蔵文化財包蔵地による工事届出	文化財保護法93条	教育委員長	支社長				
30	文化財保護法94条通知	文化財保護法94条	教育委員長	支社長				

◇土壌汚染対策法、水質汚濁防止法					
31	一定の規模以上の土地の形質の変更届出書	土壌汚染対策法4条	知事等	支社長	
32	水質汚濁防止法に基づく届出(特定施設設置届、特定施設の構造等の変更届、期間短縮の申請等)	水質汚濁防止法	知事等	支社長	
◇高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(通称:交通バリアフリー法)					
33	交通バリアフリー法に基づく申請及び届出	交通バリアフリー法	知事等	支社長	
◇高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(通称:ハートビル法)					
34	ハートビル法に基づく報告、申請	ハートビル法	知事等	支社長	
◇大規模小売店舗立地法					
35	交通管理者協議	大店立地法	交通管理者	支社長	
◇電線共同溝の整備等に関する特別措置法					
36	電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づく届出	電線共同溝の整備等に関する特別措置法	道路管理者	支社長	
◇下水道法					
37	下水道施設自費工事申請書(着手届、竣工届、検査届)	下水道法第16条	公共下水道管理者	支社長	
38	下水道固着申請等	下水道法第24条	公共下水道管理者	支社長	
◇海岸法、砂防法、港湾法					
39	海岸保全区域の占用	海岸法第7条	海岸管理者	支社長	海岸保全区域を確認すること
40	海岸保全区域における規制の許可申請書	海岸法第8条	海岸管理者	支社長	海岸保全区域を確認すること
41	管理者以外の施工する工事	海岸法第13条	海岸管理者	支社長	海岸保全区域を確認すること
42	砂防指定地内制限許可申請(砂防指定地での工作物の新築、木竹の伐採等)	砂防法4条	知事等	支社長	砂防指定地を確認すること
43	水域占用許可申請書	港湾法第37条	港湾管理者	支社長	港湾区域および港湾隣接地域を確認すること
44	臨港地区内における行為の届出等	港湾法第38条の2	港湾管理者	支社長	臨港地区を確認すること
◇建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(通称:建設リサイクル法、建リ法)					
45	建設リサイクル法に基づく届出書	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条	知事等	支社長	
◇ダイオキシン類対策特別措置法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(通称:廃掃法、廃棄物処理法)					
46	廃却伊撤去(ダイオキシン類)	ダイオキシン類対策特別措置法	知事等	支社長	
47	廃掃法関連	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	環境大臣等	支社長・請負者	
◇騒音規制法、振動規制法					
48	騒音規制法に基づく届出(特定施設設置届、特定施設使用変更届、騒音防止方法変更届、氏名変更届)	騒音規制法6、8、10条	知事等	支社長	指定地域を確認すること
49	振動規制法に基づく届出(特定施設使用届、占用料免除申請、行政等財産使用許可承認申請)	振動規制法6、8、10条	知事等	支社長	指定地域を確認すること
◇宅地造成等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律					
50	宅地造成工事規制区域内における宅地造成に関する工事の許可申請書、工事完了届	宅地造成等規制法第8条	知事等	支社長	宅地造成工事規制区域を確認すること
51	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく許可申請	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	知事等	支社長	急傾斜地崩壊危険区域を確認すること
◇都市公園法					
52	許可申請書	都市公園法5条	市長等	支社長	
53	都市公園の占用許可	都市公園法6条	市長等	支社長	
◇森林法					
54	森林法関係届出	森林法10条の2	知事等	支社長	地域森林計画の対象となっている民有林を確認すること
◇景観法					
55	景観計画の区域内における行為の届出書	景観法第16条	景観行政団体の長	支社長	景観計画区域を確認すること
◇ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法					
56	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	都道府県知事(又は政令市長)	支社長	PCBの保管のみ PCBの保管・使用の両方あり
57	承諾届出書	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第12条第2項	都道府県知事(又は政令市長)	支社長	PCB廃棄物の承諾
58	使用中のPCB製品譲渡し届出書 使用中のPCB製品譲受け届出書	東京都PCB(ポリ塩化ビフェニル)適正管理指導要綱第9条	都道府県知事(又は政令市長)	支社長	使用中のPCB製品の譲渡し・譲受け
59	使用中のPCB製品の使用届出書	東京都PCB(ポリ塩化ビフェニル)適正管理指導要綱第5条	都道府県知事(又は政令市長)	支社長	使用中PCB製品を差見

□条例等関連				
◇道路関係				
60	道路沿道掘削届	条例	市長等	支社長
61	道路掘削制限解除申請書	条例	市長等	支社長
62	狭隘道路拡幅整備事前協議書	条例	区長等	支社長
63	埋設標の道路占用許可申請書	条例	市長等	支社長
◇排水関係				
64	排水設備等新設等計画届出書 (着手届、竣工届、検査願等)	条例	市長等	支社長
65	公共下水道使用届出書 等	条例	市長等	支社長
66	公共ます設置届出	条例	市長等	支社長
67	雨水浸透施設等設置工事計画届 (着手届、完了届)	条例	市長等	支社長
68	大量排水事前協議書	条例	市長等	支社長
◇給水関係				
69	給水装置工事承認申請書	条例	水道事業管理者等	支社長
70	給水装置不使用兼撤去届	条例	水道事業管理者等	支社長
71	給水装置工事完了届	条例	水道事業管理者等	支社長
◇解体関係				
72	解体事業計画書	条例	市長等	支社長
73	解体事業に伴う工事着手届	条例	市長等	支社長
74	解体事業説明会等報告書	条例	市長等	支社長
75	解体事業標識設置届	条例	市長等	支社長
76	指定作業場廃止届出書	条例	市長等	支社長
◇測量関係				
77	境界確認書	条例	市長等	支社長
78	境界査定願い	条例	市長等	支社長
◇消防関係				
79	消防活動空地設置届	条例	消防署長	支社長
80	消防水利設置届	条例	消防署長	支社長
81	消防水利完成検査申請書	条例	消防署長	支社長
82	消防活動上支障ある行為等の届出書	条例	消防署長	支社長
83	防火対象物使用開始(変更)届出	条例	消防署長	支社長
◇土壌関係				
84	土壌汚染状況調査報告書	条例	知事等	支社長
85	土壌汚染処理完了報告書	条例	知事等	支社長
86	東京都環境確保条例116条に基づく土壌汚染調査、計画、完了届	都条例	都知事	支社長
87	東京都環境確保条例117条に基づく土壌汚染調査、計画、完了届	都条例	都知事	支社長
◇その他				
88	工事監理者及び工事施工責任届	条例	建築主事	支社長
89	公有土地水面使用届出	条例	知事等	支社長
90	緑化協議申出書	条例	市長等	支社長
91	砂防指定地内行為協議書	条例等	知事等	支社長
92	貯水槽廃止届	条例	知事等	支社長
93	地下水保全条例に基づく申請及び届出	条例	区長等	支社長
94	東京都環境確保条例89条に基づく指定作業場設置(変更)届(自動車駐車場20台以上)	都条例89条	都知事	支社長
95	都市公園条例に基づく申請及び届出	条例	区長等	支社長
96	都市景観協議申出書	条例	市長等	支社長

特定調達品目の判断基準等（公共工事）チェックシート《参考》

○；調達可能、×；調達不可

分類	品目分類	品目名	判定	備考
資材	盛土材等	建設汚泥から再生した処理土		
		土工用水砕スラグ		
		銅スラグを用いたケツ中詰め材		
		フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材		
	地盤改良材	地盤改良用製鋼スラグ		
	コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材		
		フェロニッケルスラグ骨材		
		銅スラグ骨材		
		電気炉酸化スラグ骨材		
	アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物	○	
		鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物		
		中温化アスファルト混合物		
	路盤材	鉄鋼スラグ混入路盤材		
		再生骨材等	○	
	小径丸太材	間伐材	○	現場説明書参照
	混合セメント	高炉セメント	○	現場説明書参照
		フライアッシュセメント		
	セメント	エコセメント		
	コンクリート及びコンクリート製品	透水性コンクリート		
	鉄鋼スラグ水和固化体	鉄鋼スラグブロック		
	吹付けコンクリート	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート		
	塗料	下塗用塗料（重防食）		
		低揮発性有機溶剤型の路面表示水性塗料		
	舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）		
		再生材料を用いた舗装用ブロック（プレキャスト無筋コンクリート製品）		
	園芸資材	パークたい肥		
下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）				
道路照明	環境配慮型道路照明			
中央分離帯ブロック	再生プラスチック製中央分離帯ブロック			
配管材	排水用再生硬質塩化ビニル管			
コンクリート用型枠	再生材料を使用した型枠			
工法	建設発生土有効利用工法	低品質土有効利用工法		
	建設汚泥再生処理工法	建設汚泥再生処理工法		現場説明書参照
	コンクリート塊再生処理工法	コンクリート塊再生処理工法		現場説明書参照
	舗装（路盤）	路上再生路盤工法		
	法面緑化工法	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法		
目的物	舗装	排水性舗装		
		透水性舗装		
	屋上緑化	屋上緑化		

記載例

工法	建設発生土有効利用工法	低品質土有効利用工法	○	地盤改良の工事費が高くなる。
目的物	舗装	排水性舗装	×	発生交通量を考慮し、交通騒音を減少させる必要がないため。

ウィークリースタンス 実施要領

1 目的

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成十七年法律第十八号）第 22 条に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」を踏まえ、建設コンサルタント業務等における受発注者の業務環境を改善し、業務成果の品質が確保されるよう適正な業務執行を図ることを目的とする。

2 取組内容

（1）業務の実施に当たり、適切な作業時間を確保するほか、就業環境や業務特性等を勘案した上で、原則として以下の項目（1 週間における仕事の進め方の相互ルール）について受発注者間で設定する。

- ① 休日明け日（月曜日等）を依頼の期限日としない。
- ② 水曜日は定時の帰宅を心掛ける。
- ③ 休暇が取れるように休前日（金曜日等）は新たな依頼をしない。
- ④ 昼休みや 17 時以降の打合せは行わない。
- ⑤ 定時間際、定時後の依頼をしない。
- ⑥ その他、業務環境改善に関わる取組みを任意に設定する（web 会議の積極的な活用等）。

（2）業務履行期間中であっても、受発注間で確認・調整の上、必要に応じ、設定した取組内容を見直すことができる。

（3）（1）によらず、やむを得ず受注者に作業依頼を行う場合には、調査職員又は監督職員から管理技術者又は主任技術者に対して依頼内容とその理由を明確に指示する。

（4）緊急事態対応（災害対応等）については、取組みの対象外とする。

3 進め方

（1）初回打合せ時に取組内容を受発注者間で確認・調整の上、設定する。取組期間については、初回打合せ時から履行期間末までを原則とする。

（2）受注者は、設定した取組内容を打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。

（3）成果物納入時の打合せ時に実施結果、効果、改善点等を受発注者双方で確認し、打合せ記録簿に整理する。

以上